

平成 29 年度 第 2 回大和市下水道運営審議会会議録（抜粋）

【開催日時】平成 30 年 1 月 30 日（火） 午前 10 時 00 分～11 時 10 分

【開催場所】大和市役所本庁舎 5 階 全員協議会室

【出席状況】委員 10 名（欠席 1 名）：

青木正始委員、扇原博委員、齋藤俊衛委員、石岡嘉彦委員、
古川久美子委員、西岡久子委員、松原美紀委員、高橋亮次委員、
大津留博由委員、沼尻港委員

市側 8 名：

都市施設部長、都市施設総務課長、ほか担当職員 6 名

【公開・非公開の状況】 公開 非公開 一部非公開

【審議又は検討の経過及び結果】

●会議次第：1 議題

(1) 下水道中期ビジョンの計画期間の延伸について

(2) 地方公営企業法の適用について

2 その他

●主な質疑内容の要約：

(1) 下水道中期ビジョンの計画期間の延伸について

(委員)

①質疑：第 9 次の総合計画ができあがった後、下水道の新ビジョンというものができるとのことだが、そのビジョンには目標が掲げられるのか。

(事務局)

①答弁：目標は当然掲げた上で、新ビジョンの期間である 10 年間、着実に事業を進めていく形をとりたいと考えている。

(委員)

②質疑：総務省のほうから言われている経営戦略とは、大和市全体としての経営戦略なのか、公営企業（下水道事業）としての経営戦略なのか。

(事務局)

②答弁：下水道についての経営戦略という形になる。よって、下水道に特化した内容となる。

(2) 地方公営企業法の適用について

(委員)

- ①質疑：法適用の効果として、より適切な下水道使用料の算定が可能となる
ということはどういうことを意味しているのか。

(事務局)

- ①答弁：現行の下水道使用料の算定においては、固定資産額というものを把握
していないため、減価償却費が処理されていないが、法適用後は、
資産を計上し、毎年の減価償却費を計算するため、より適切な下水道
使用料を算定することができるということである。

(委員)

- ②質疑：もう少し早く、地方公営企業法の適用はできなかったのか。

(事務局)

- ②答弁：地方公営企業会計へ移行するためには、方向性の決定や、費用のこと、
また組織の仕組み等、調整を要するものが多々ある。
また、大和市は古くから下水道事業に着手し、2つの処理場を持って
いることから、資産の調査・評価にかなりの時間を要するため、
総務省が示している最終年度までに企業会計へ移行するということにな
った。

(委員)

- ③質疑：大和市のような単独下水におけるメリット、デメリットはどういった
ことが挙げられるか。

(事務局)

- ③答弁：単独下水のメリットは、他市の下水が入ってくることがなく、ひとつ
の完結版として処理ができるので、近隣市とのトラブル等は避けられ
るというメリットがある。一方、デメリットとしては、コストの面で
流域下水よりも若干高い傾向にあるということが挙げられる。